国際交流研究科 博士後期課程

博士論文

審査基準

- (1) 研究課題が明確かつ適切で、さらに独創性があること。
- (2) 先行研究を十分おさえ、論証に必要な情報収集が適切に、かつ自主的に行われていること。
- (3) 研究方法、つまり作品・資史料・データの解釈・分析・立論が適切に、一貫性をもって行われていること。
- (4) 論旨が明快かつ矛盾なく展開され、設定した課題に対する結論が明確に示され、その結論が独創的であること。
- (5) 文章表現が適切であり、目次・章立て・注記・図表などの論文体裁が整っていること。
- (6) 上記の基準を満たした上で、当該学問分野において、研究を進展させる学問的価値があること、豊かな学識を有し、自立して研究活動を行うことができ、専門的な業務に従事するに必要な能力を示すものであること。

審査体制

- (1)審査委員は、主査1名、副査2名以上とする。なお、副査のうち、1名は学外者とする。
- (2) 審査委員による最終試験(口頭試問)を課す。
- (3) 審査の結果は、国際交流研究科委員会において審議し、博士の学位を授与することの可否を議決する。